

○福岡県建築計画概要書等閲覧規程

昭和四十六年三月九日
福岡県告示第二百六号

〔福岡県建築計画概要書閲覧規程〕を次のように定める。

福岡県建築計画概要書等閲覧規程
(平二一告示一四〇〇・改称)

(趣旨)

第一条 この告示は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第九十三条の二及び建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十一条の四第三項の規定に基づき、同条第一項各号の書類(以下「概要書」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭五五告示一二三三・平九告示六三八・平一一告示八三九の三・平二一告示一四〇〇・一部改正)

(閲覧所の場所)

第二条 概要書の閲覧所は、福岡県各県土整備事務所建築指導課内に置く。

(平九告示六三八・平二一告示一四〇〇・一部改正)

(閲覧時間)

第三条 概要書の閲覧時間は、午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後四時三十分までとする。

(平九告示六三八・一部改正)

(閲覧に供しない日)

第四条 概要書を閲覧に供しない日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日及び日曜日
- 二 国民の祝日に関する法律(昭和三十三年法律第七十八号)に規定する休日
- 三 十二月二十九日から十二月三十一日まで、一月二日及び一月三日
- 四 概要書の整備日その他知事が必要と認める日

(昭五五告示一二三三・平九告示六三八・一部改正)

(閲覧料)

第五条 概要書の閲覧は、無料である。

(閲覧の申出)

第六条 概要書を閲覧しようとする者は、その旨を福岡県各県土整備事務所の長に申し出なければならない。

(平九告示六三八・平二一告示一四〇〇・一部改正)

(閲覧上の注意)

第七条 閲覧者は、概要書を指示された場所で閲覧しなければならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第八条 係員は、閲覧者が次の各号の一に該当する場合には、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この告示に違反し、又は係員の指示に従わないとき。
- 二 概要書を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- 三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(昭和五五年告示第一二三三号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年告示第六三八号)

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成十一年告示第八三九号の三)

この告示は、平成十一年五月一日から施行する。

附 則(平成二十一年告示第一四〇〇号)

この告示は、平成二十一年十月一日から施行する。